

建築物移動等円滑化基準チェックリスト（令和7年6月1日施行）

- 施設等の欄の(第〇条)はバリアフリー法施行令の該当条文です。
- 施設等の欄の【第〇条】は川崎市福祉のまちづくり条例第4章（委任規定）の該当条文で、建築物移動等円滑化基準に付加した事項です。
- 委任規定で追加した特定建築物は、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等*（「不特定多数の者等*」という）」とあるのを「多数の者」と読替えて基準を適用します。

○一般基準（不特定多数の者等*が利用するすべての部分に係る基準）

施設等	チェック項目	チェック
廊下等※屋内 (第11条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	②点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分） ※1、※2	
	③利用するすべての廊下等について、上記①から②を満たしているか。	
階段※屋内 (第12条) 【第28条】	①手すりを設けているか(踊場も含む)	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③段は識別しやすいものか	
	④段はつまずきにくいものか	
	⑤点状ブロック等の敷設（段部分の上端に近接する踊場の部分） ※1、※3	
	⑥主たる階段を回り階段としていないか	
	⑦主たる階段の幅(当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、10cmを限度としてないものとみなす)は、130cm以上であるか 当該階段を共同住宅に設ける場合並びに当該階段を設けようとする特別特定建築物等に令第19条第2項第5号に規定するエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている場合には、適用しない	
	⑧利用するすべての階段について、上記①から⑦を満たしているか。	
傾斜路※屋内 (第13条)	①手すりを設けているか（勾配1／12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は除く）	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③前後の廊下等と識別しやすいものか	
	④点状ブロック等の敷設（傾斜部分の上端に近接する踊場の部分） ※1、※4	
	⑤利用するすべての階段について、上記①から④を満たしているか。	

- ※1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る
- ※2 告示で定める以下の場合を除く(平成18年告示第1497号)
- ・勾配が1／20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・高さ16cm以下で勾配1／12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・自動車車庫に設ける場合
- ※3 告示で定める以下の場合を除く(平成18年告示第1497号)
- ・自動車車庫に設ける場合
 - ・段部分と連続して手すりを設ける場合
- ※4 告示で定める以下の場合を除く(平成18年告示第1497号)
- ・勾配が1／20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・高さ16cm以下で勾配1／12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・自動車車庫に設ける場合
 - ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

○一般基準（不特定多数の者等*が利用するすべての部分に係る基準）

施設等	チェック項目	チェック
便所 （第 14 条・ R6 告示第 1074 号） 【第 29 条】	①不特定多数の者等*が利用する階（以下「便所設置階」という。）の階数に相当する数の便所を、特定の階に偏ることなく利用上の支障がない位置に設けているか ※5:別紙「政令第14条及び条例第 29 条（便所）チェックリスト」要添付	
	②便所設置階には、原則車椅子使用者便房を1以上（男子用及び女子用の区別を設ける場合にあってはそれぞれ1以上）設けているか また以下のいずれかに該当する場合は、車椅子使用者用便房をそれぞれで定める数以上、設けているか ※6:別紙「政令第14条及び条例第 29 条（便所）チェックリスト」要添付	
	(1) 不特定多数の者等*の利用部分の床面積が1,000㎡未満の階（小規模階）を有する場合（便所設置階の数がこの数より少ない場合は、便所設置階の数以上） 小規模階の利用部分の床面積の合計が1,000㎡に達するごとに1以上	
	(2) 不特定多数の者等*の利用部分の床面積が10,000㎡超の階（大規模階）を有する場合（当該階の便所の箇所数がこの数より少ない場合は、便所の箇所数以上） 当該階の利用部分の床面積が10,000㎡超40,000㎡以下:2以上 当該階の利用部分の床面積が40,000㎡超:利用部分の床面積を20,000㎡で除した数（端数切り上げ）以上	
	(3)建築物全体の床面積の合計が1,000㎡未満の場合は1以上	
	③車椅子使用者用便房 (1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか (2)車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	④水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房を設けているか（①の規定により設ける便所のうち1以上）	
	⑤小便器を設ける場合には、床置き式の小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る）その他これらに類する小便器を設けているか（①の規定により設ける便所のうち1以上）	
	⑥床の表面は、滑りにくい材料で仕上げているか	
	⑦車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80cm以上であるか	
劇場等の 客席 （第 15 条・ R6 告示第 1073 号）	①車椅子使用者用部分を設けているか（座席数が400以下の場合は2以上、座席数が400を超える場合座席数の1/200以上（端数切り上げ））	
	(1)幅は90cm以上であるか	
	(2)奥行は135cm以上であるか	
	(3)床は平らであるか	
ホテル又は 旅館の客室 （第 16 条・ H18 告示第 1495 号・ R6 告示第 1074 号）	①客室の総数が50以上で、車椅子使用者用客室を1以上設けているか	
	②便所（同じ階に共用の車椅子使用者用便房があれば代替可能）	—
	(1)便所内に車椅子使用者用便房を設けているか	
	(2)出入口の幅は80cm以上であるか（当該便房を設ける便所も同様）	
	(3)出入口の戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか（当該便房を設ける便所も同様）	
	③浴室等（共用の車椅子使用者用浴室等があれば代替可能）	—
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4)出入口の戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

※5 告示で定める以下の階に該当する場合を除く（令和6年告示第 1074 号第二）

- ・地上階であり、かつ、便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口付近に設けられている階
- ・不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上便所を設けないことがやむを得ないと認められる階

※6 告示で定める以下の階に該当する場合を除く（令和6年告示第 1074 号第五）

- ・地上階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合
- ・当該階に設けるべき車椅子使用者用便房の全部または一部を、別の階に設ける場合
- ・男子用（女子用）の便所のみを設ける階において、男子用（女子用）の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合

○一般基準（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等*が利用するすべての部分に係る基準）

施設等	チェック項目	チェック
敷地内の 通路※屋外 (第 17 条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか	—
	②段がある部分	
	(1)手すりを設けているか	
	(2)識別しやすいものか	—
	(3)つまずきにくいものか	
	③傾斜路	
駐車場 (第 18 条)	(1)手すりを設けているか（勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は除く）	—
	(2)前後の通路と識別しやすいものか	
	④利用するすべての敷地内通路について、上記①から③を満たしているか。	
標識 (第 20 条・ 省令第 113 号)	① 車椅子使用者用駐車施設を設けているか（駐車台数が200以下の場合駐車台数の2/100以上、駐車台数が200を超える場合駐車台数の1/100+2以上（どちらも端数切り上げ））※7	
	(1)幅は350cm以上であるか	
	(2)利用居室までの経路（車椅子使用者用経路含む）が短い位置に設けられているか	
案内設備 (第 21 条・ H18 告示第 1491 号)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか（配置を容易に視認できる場合は除く）	
	②エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音による案内）により視覚障害者に示す設備を設けているか	
	③案内所を設けているか（①、②の代替措置）	

※7 告示で定める以下の場合を除く(令和6年告示第 1072 号第一、第二)

- ・不特定多数利用機械式駐車場であり、かつ、その出入り口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合
- ・不特定多数利用機械式駐車場及び当該不特定多数利用機械式駐車場以外の不特定多数利用駐車場を設ける場合に、上記かつ不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数及び不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数の合計が、令18条第1項各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める数以上であること
- ・増築又は改築を行う場合は告示第1072号第三による

○視覚障害者移動等円滑化経路（道等から案内設備までの1以上の経路に係る基準） ※1、※2

施設等	チェック項目	チェック
案内設備 までの経路 (第 22 条)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置（風除室で直進する場合は除く）	※1、※3
	②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	

※1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る

※2 告示で定める以下の場合を除く(平成 18 年告示第 1497 号第四)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等や音声誘導装置で誘導する場合

※3 告示で定める以下の部分を除く(平成 18 年告示第 1497 号第五)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

○移動等円滑化経路（道等から利用居室、車椅子使用者用便房・駐車施設に至る1以上の経路に係る基準）

施設等	チェック項目	チェック
移動等円滑化経路(第19条第2項第一号) 【第30条】	①階段・段が設けられていないか（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く）	
出入口 (第19条第2項第二号)	①幅は80cm以上であるか ②戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか ③直接地上へ通ずる出入口の幅は、90cm以上であるか	
廊下等※屋内 (第19条第2項第三号)	①幅は140cm以上であるか(共同住宅は120cm以上) ②区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか ③戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
傾斜路※屋内 (第19条第2項第四号)	①幅は140cm以上であるか(共同住宅は120cm以上)(階段に併設する場合は90cm以上) ②勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
エレベーター及びその乗降ロビー (第19条第2項第五号・H18告示第1493号)	①籠は必要階(利用居室又は車椅子使用者用便房・駐車施設のある階、地上階)に停止するか ②籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか ③籠の奥行きは135cm以上であるか ④乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか ⑤籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい制御装置を設けているか ⑥籠内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか ⑦乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか ⑧不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるものの場合 (1)上記①から⑦を満たしているか (2)籠の幅は、140cm以上であるか (3)籠は車椅子が転回できる形状か ⑨不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するものの場合 ※1 (1)上記①から⑧を満たしているか (2)籠内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか (3)籠内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか (4)籠内又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	—
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 (第19条第2項第六号・H18告示第1492号)	①エレベーターの場合 (1)段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第九号のもの)であるか (2)籠の幅は70cm以上であるか (3)籠の奥行きは120cm以上であるか(車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合) (4)籠の床面積は十分であるか(車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合) ②エスカレーターの場合 (1)車椅子使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか	—
敷地内の通路※屋外 (第19条第2項第七号・第19条第3項)	①幅は140cm以上であるか ②区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか ③戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか ④傾斜路 (1)幅は140cm以上であるか(段に併設する場合は90cm以上) (2)勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか (3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20以下の場合は除く)	—
(第19条第3項)	⑤上記①から④は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る	

※1 告示で定める以下の場合を除く(平成18年告示第1494号)
・自動車車庫に設ける場合

